

第22号

2007. 9. 20

日本歯科技工士連盟機関紙

れんめい

発行 日本歯科技工士連盟
東京都新宿区市谷左内町21-5
日本歯科技工士会館内
発行人 奥村厚史
編集 日本歯科技工士連盟
発行日 平成19年9月20日(木)



▲平成19年度 第1回評議員会

執行部提案全議案承認!!

緊急動議「勇退勧告決議案」は否決

平成19年度 第1回評議員会

日本歯科技工士連盟(会長 中西茂昭)は、去る八月三十一日(金)に東京・市谷の日本歯科技工士会館において平成19年度第一回評議員会を開催した。中西会長は挨拶の中で、第二十一回参議院議員通常選挙比例代表選出議員選挙に関する会員各位の協力に対し謝意を述べるとともに、選挙結果を受けて歯科技工業界が抱える懸案への対応策を打ち出した。執行部より提出された第一号議案・平成十八年度活動一般報告、第二号議案・平成十八年度会計収支決算の承認を求めるとともに、第三号議案の日本歯科技工士連盟規約一部改正の件は全て賛成多数で承認された。また、神奈川の保坂評議員より「勇退勧告決議案」の動議が出されたが、この動議は否決された。

評議員会は、赤塚幸伸(欠席一名)、遅刻二名(福岡)が開会を議場に宣した。その結果、議長一任となり、東洋評議員(北海道)、大伴崇評議員(滋賀)が指名され、両評議員受諾後、会長挨拶(要旨別掲)に移った。

引き続き議案の審議に入る。議長が宣し、第一号議案・平成十八年度活動一般報告、第二号議案・平成十八年度会計収支決算の承認を求めるとともに、第三号議案の日本歯科技工士連盟規約一部改正の件は全て賛成多数で承認された。

議長はここで、宗像篤志評議員(熊本)より発言を求められ、これを許可した。宗像評議員からは、熊本県の連盟監事である三島良之氏から、自身出馬の熊本市議会議員選挙の当選御礼を述べさせたいと発言があり、これが許可され、三島氏自身から御礼の言葉が述べられた。

議長はここで、宗像篤志評議員(熊本)より発言を求められ、これを許可した。宗像評議員からは、熊本県の連盟監事である三島良之氏から、自身出馬の熊本市議会議員選挙の当選御礼を述べさせたいと発言があり、これが許可され、三島氏自身から御礼の言葉が述べられた。

議長はここで、宗像篤志評議員(熊本)より発言を求められ、これを許可した。宗像評議員からは、熊本県の連盟監事である三島良之氏から、自身出馬の熊本市議会議員選挙の当選御礼を述べさせたいと発言があり、これが許可され、三島氏自身から御礼の言葉が述べられた。



中西会長挨拶要旨

我々の主張を議員の皆さん方に託していきたいということをお願いをしたわけでございませぬ。当然、議員構成は派閥横断的にさせていただきたいと思っております。また、技工問題については、研究する部門をつくって、議員の先生方へのレクチャーにたいしてまいりたい。いわば日技総研というふうなもの、立ち上げも構想の中に入れておきます。

評議員会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。先ずは選挙のお詫ごととお礼を申し上げたいと思っております。この結果は、まさに私の不徳のいたすところでございます。前回を上回る票をいただきましたが、結果として議席を得ることはできませんでした。御努力をいただきました。松浪健太衆議院議員が今回、厚生労働大臣政務官になりましたが、彼は私のお礼を申し上げたいと思っております。

平成十九年度 第二回評議員会

質疑応答 要旨

第一号・二号議案関係

「歯科技工所の構造設備等に関する基準と指針を示した厚生労働省通知の法令化に向けた渉外活動を行う」とあるが、この「法令」は現行法の中でどのような法令あるいは条項なのか。

◎ 平成十七年三月十八日付をもって厚生労働省医政

局長通知として発出をされている。通知だからといって効力に何ら変更はないが、ここで言うのは省令である。歯科技工士法施行規則中にこれを明確にしていく。例えば施行規則十三条で届出の際の手續が羅列してある。平面図等々についても記述してあるわけで、それとどうリンクさせていくかという

◎ 前回の予算決算委員会に付議すべき事項として、九条も含めて、予決算委員会の名称変更の

第三号議案関係

◎ 第九号は前回評議員会に資料的には議案として出たが、なくなった。ないが、そのような対応をしたのか。また、連盟というものは本会と違って思想信条にかかわってくる問題が多分にある。こういう罰則規定で罰するのはいかがなものか。

◎ 懲罰委員会の施行細則についてだが、委員の招集をかける時、委員の方々にどれだけの情報が提供できるか、それによると思う。そうしないと、執行部の意にそぐわない人は懲罰にかけられる危険性も出てくるので、懲罰委員そのものがよく経過と状況を理解できるように考慮して欲しい。

◎ 役員選任にかかわるところの改正日程の目算はどうか。

◎ しかるべき時期に協議をして審議事項にするという話だが、日程表の問題上、例えば明年三月に出して、三月の役員選任から適用というわけにはいかないの、皆さんの御意見が一致するならば次年度以降に検討する課題だと思っている。

◎ 役員選任にかかわるところの改正日程の目算はどうか、それによると思う。そうしないと、執行部の意にそぐわない人は懲罰にかけられる危険性も出てくるので、懲罰委員そのものがよく経過と状況を理解できるように考慮して欲しい。

◎ 懲罰委員会の施行細則についてだが、委員の招集をかける時、委員の方々にどれだけの情報が提供できるか、それによると思う。そうしないと、執行部の意にそぐわない人は懲罰にかけられる危険性も出てくるので、懲罰委員そのものがよく経過と状況を理解できるように考慮して欲しい。

平成十八年度 一般会計収支決算書

(自：平成18年4月1日 至：平成19年3月31日)

収入の部					
政治資金収支報告書による収入科目	科	目	平成18年度予算額	平成18年度決算額	差
1. 個人の負担する会費又は会費	会	費	56,160,000	55,922,000	238,000
2. 寄附					
(1) 個人からの寄附					
(2) 法人その他の団体からの寄附					
(3) 政治団体からの寄附					
3. 機関紙の発行その他の事業による収入					
4. 借入金					
5. その他の収入	雑収入		50,000	165,559	△ 115,559
6. 前年度繰越金			24,000,000	22,587,686	1,412,314
合計			80,210,000	78,675,239	1,534,761

支出の部					
政治資金収支報告書による支出科目	科	目	平成18年度予算額	平成18年度決算額	差
1. 経常経費	(1)	人件費	100,000	0	100,000
	(2)	光熱水費	60,000	60,000	0
	(3)	備品・消耗品費	120,000	101,666	18,334
	(4)	事務所費	9,200,000	9,168,595	31,405
	(5)	賃借料	900,000	900,000	0
	(6)	小計	10,380,000	10,231,261	148,739

支出の部					
政治資金収支報告書による支出科目	科	目	平成18年度予算額	平成18年度決算額	差
2. 政治活動費	(1)	組織活動費			
		交通費	800,000	731,020	68,980
		役員出張費	2,700,000	2,330,090	369,910
		印刷費	1,000,000	444,310	555,690
		会議費	11,700,000	11,203,760	496,240
		交際費	1,500,000	1,214,790	285,210
		渉外費	2,200,000	1,009,991	1,190,009
		小計	19,900,000	16,963,961	2,936,039
(2)	選挙関係費	交通費	50,000	0	50,000
		役員出張費	150,000	0	150,000
		印刷費	150,000	0	150,000
		会議費	100,000	0	100,000
		通信費	50,000	0	50,000
		雑中見舞	200,000	50,000	150,000
		小計	700,000	50,000	650,000
(3)	機関紙の発行その他の事業費	印刷費	3,800,000	2,170,566	1,629,434
(4)	調査研究費	調査費	500,000	377,180	122,820
(5)	寄附・交付金	寄附金	9,500,000	8,904,000	596,000
		交付金	5,200,000	5,998,400	△ 798,400
(6)	その他の経費	福利厚生費	15,000,000	15,000,000	0
		雑費	200,000	73,335	126,665
		小計	15,030,000	0	15,030,000
		小計	49,230,000	32,523,501	16,706,499
		小計	80,210,000	18,906,516	△ 61,303,484
合計			80,210,000	78,675,239	1,534,761

平成十八年度会計収支決算書



残り部分と併せて御提案をしようという準備をしてきた。選挙をやっているような繁忙期にそれは急いでやるような問題ではない。いわゆる整備の一環なので少し待った方がいいではないかというところで、会長の判断で九条部分を除いたそのほかの部分について御審議をいただいた。二点目の質問だが、法律の専門家等に聞いても組織の規約としてこういうことは整備しておいた方がいいのではないかと。実際に使うか使わないかは別問題として、規約整備上、こういうものは必要だという進言もあって、皆さん方にお諮りをして整備の一環でやっていくという趣旨である。

◎ 改正案としてこんな項目を加えなくてはならないのか。連盟の執行状態が処罰条項を設けなくてはならないような状態に陥っているのか。

◎ 先ほど申し上げたように、社団法人の定款十四条に、ほぼこれと同じような内容が整えてある。組織の根幹である規約でこのような条項を入れるのは通常であり、それぞれどの規約でも同じように入っているのではないかと思っている。

◎ 選挙戦のある時期に、歯科技工士個々をつぶせ、というような指令が他団体から出ているらしいという評判がたつた。日技の連盟の基本決定とはいっても、そうなるかと末端では守れない。これが残念ながらこの業界の実態。こういう手か

◎ 先ほど来御説明しているように、コンセンサスがとられるところから順次整理を進めている。旅費規定だとか、付議すべき機関を新たに挿入するとか、これは余り議論がないところだと思ふ。そのような意味では、今付議している改正

◎ 懲罰委員会の施行細則についてだが、委員の招集をかける時、委員の方々にどれだけの情報が提供できるか、それによると思う。そうしないと、執行部の意にそぐわない人は懲罰にかけられる危険性も出てくるので、懲罰委員そのものがよく経過と状況を理解できるように考慮して欲しい。

◎ 懲罰委員会の施行細則についてだが、委員の招集をかける時、委員の方々にどれだけの情報が提供できるか、それによると思う。そうしないと、執行部の意にそぐわない人は懲罰にかけられる危険性も出てくるので、懲罰委員そのものがよく経過と状況を理解できるように考慮して欲しい。



和而不同

● 歯科技工業界が危ない。歯科技工士学校、養成所の入学者数が減っているのだ。平成十九年度の入学定員に見る入学者の超過率は、全国で実に〇・六八であった。すなわち、入学定員の二千三百八十八人に対し、入学者は千六百二十九人にすぎないということになる。さらに、平成十八年のデータで、各年の免許付与年齢を二十歳と仮定した場合という前提はあるが、二十九歳までに歯科技工から離れていくいわゆる離職率は、何と七六・八％であった。前提条件に多少難があることを承知でこの数字を単純に当てはめてみることをお許しいただけるなら、平成十九年に志を持って入学した千六百二十九人は、二十九歳までに三百八十八人程度しか業界に残らない理屈になる。三十歳を超えて離職する人がいないわけではないので、

御礼

各位におかれましては時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さてこの度は、安全で安心した医療を提供できる環境の構築に全力を尽くすため進めてまいりました政治活動に関しまして、特段のご理解とご支援を頂戴いたしましたこと誠に感謝申し上げます。結果として所期の目的は達成できませんでしたが、この国の安全で安定した医療提供を守るべく、今後とも、渾身の努力を傾注する所存でございます。各位におかれましては、日本歯科技工士連盟に倍旧のあたたかいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

中西 茂昭

でいいはずは決してない。社会制度改善に向けての立法府への参画を目指した戦いには残念ながら敗れた。しかし、歯科技工士が抱える懸念が雲散霧消したわけではない。● 日技連盟執行部は今回の評議員会で、この打開策として歯科技工士問題議員連盟の立ち上げ、議員連盟に説明するための資料作成の場として、いわゆる日技総研の創設、日本歯科医師会との折衝、厚生労働大臣への早急な面談及び中央社会保険医療協議会へのアプローチ等、新しい機軸を打ち出した。今はこの経過を見守りたい。● 今回のうち懸念誘発原因を満である。日技が行った実態調査でも、如実にその傾向が現れている。転職を考えている人の主な理由も長時間労働と低所得、それに加えて歯科技工業界の将来性に見切りをつけたというものである。● 人間の健康を口元で支え続ける歯科技工士の就業環境がそのまま